

工事完成図書の電子納品試行要領

平成25年9月25日
県土整備部技術企画課

(趣旨)

第1 この要領は、土木工事共通仕様書（平成22年7月宮崎県県土整備部定め）に規定する工事完成図書の電子納品を試行するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「電子納品」とは、工事帳票、工事写真及び電子成果品を電子的手段によって発注者に提出することをいう。
- (2) 「電子成果品」とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品をいう。
- (3) 「工事帳票」とは、施工計画書、打合せ簿、品質管理資料、出来高管理資料等の定型様式の資料及び打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
- (4) 「工事写真」とは、施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害状況等を「写真管理基準（平成22年7月宮崎県県土整備部定め）」により撮影したものをいう。
なお、工事写真の電子データは「デジタル写真管理情報基準（令和2年3月国土交通省定め）」に基づき作成する。
- (5) 「工事完成図」とは、土木工事共通仕様書（平成22年7月（令和2年4月改訂）宮崎県県土整備部定め）の1-1-19に規定する工事完成図をいう。
- (6) 「工事書類」とは、工事帳票及び工事写真をいう。
- (7) 「電子検査」とは、書類を紙に出力せずに電子データを利用して行う検査をいう。

(対象工事)

第3 電子納品の対象工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、電子納品等の対象工事である旨を記載するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者の同意があった場合は、受注者は電子納品を行うことができる。ただし、受注者は工事着手前に発注者に協議するものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、発注者に対して工事書類及び工事完成図書の提出及び納品方法について協議するものとする。
- 4 受注者は、電子納品を実施しない場合は、工事着手前に、電子納品ができない理由を明らかにした上で、発注者と協議するものとする。

(電子成果品の仕様)

第4 電子成果品の仕様については、別に定める。

(検査)

第5 電子納品対象工事の検査は、電子検査にて行うものとする。

- 2 電子検査の方法については、別に定める。

(保管管理)

第6 発注者は、納品された電子成果品を適切に保管し、管理するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、工事完成図書の電子納品の試行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。